

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ）の認定を申請される方へ

この認定を得ることによって、信用保証協会の別枠を申請することができます。
認定の申請に際しましては、申請書を提出していただくとともに、各種資料の提出が必要となります。

【対象中小企業者】

国が指定する業種（以下、指定業種）に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で**5%以上減少**している中小企業者。

【提出書類】

1. 必要書類

印鑑登録を行った印を押印した認定申請書 2部
(1部は町への提出用、1部は認定書として交付します。)

2. 添付書類等

<個人事業者>

- ① 3か月以内の住民票、印鑑登録証明書、又は運転免許証等の官公庁が発行した書類で、住所を確認できるもの
- ② 業種や事業内容が確認できるもの（確定申告書等）
- ③ 最近3か月及び前年同期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

<法人>

- ① 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（3か月以内） 1部
- ② 最近3か月及び前年同期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

最近3か月とは、申請月前々月を含む3か月です。

例) 4月に申請の場合→2月を含む3か月（2月、3月、4月）

※時限的な運用緩和（令和2年6月30日まで）として、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者にあつては、令和2年2月以降最近3か月の売上高が算出可能となるまでは、最近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可とします。

例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み。

【留意事項】

- ① この認定とは別に、金融機関、信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 金融機関等が申請者の代理で申請手続きを行う場合には、申請者からの委任状（代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意）が必要です。
- ③ 申請書、申請書別紙（イー①、イー④は不要）、委任状にはそれぞれ捨印を押印ください。

【認定書の交付】

原則、申請書を受理した日の翌日（役場閉庁日はその翌日）に交付します。

【申請書の提出・問い合わせ先】

八雲町役場 商工観光労政課 TEL 0137-62-2116 FAX 0137-62-2149
" 熊石総合支所 産業課 TEL 01398-2-3111 FAX 01398-2-3230